

不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）制度の整備プログラムについて

【付議の要旨】

都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」における不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）制度の整備プログラムについて報告する。

1 主旨

平成23年度に、東京都において10年間で重点的かつ集中的な取り組みを実施し、木密地域を燃え広がらない、燃えない街にする「木密地域不燃化10年プロジェクト」が公表された。

区では、不燃化10年プロジェクトにおける不燃化特区制度が、区民の行う不燃化建替えの負担軽減等、従来の密集事業による支援を更に充実させ、不燃化建替えを促進することから、「太子堂・三宿地区」、「区役所周辺地区」及び「北沢三・四丁目地区」の3地区【裏面参照】で、当該制度を活用することとし、平成25年6月28日に予備申請を行った。

予備申請の後、地区の整備プログラムの内容等について都と調整を行い、申請を行うので報告する。

2 都による不燃化10年プロジェクト（不燃化特区制度）の経緯

平成24年1月 木密地域不燃化10年プロジェクト実施方針の策定

平成25年4月 不燃化特区制度の公表

6月 不燃化特区予備申請

3 整備プログラムの概要

【資料1参照】

(1) 太子堂・三宿地区

【資料2参照】

(2) 区役所周辺地区

【資料3参照】

(3) 北沢三・四丁目地区

【資料4参照】

4 不燃化特区制度事業費

事業期間 平成26年度～平成32年度

概算事業費・太子堂・三宿地区 約13.4億円

・区役所周辺地区 約4.2億円

・北沢三・四丁目地区 約28.7億円

合計 約46.3億円

補助率：概ね都1/2、区1/2

(密集事業等を含めた3地区の概算事業費 約126.7億円)

5 今後の予定

平成25年9月 都市整備常任委員会報告

9月上旬 不燃化特区実施地区申請

平成26年3月 整備プログラムの認定